

「ワイエム証券の証券総合取引約款・規定集」新旧対照表

(2020年8月31日改定分)

2020年8月31日より、約款・規定集を改定いたします。下線部分が改定箇所になります。

●マルチサポートサービス約款 第2節 本サービスのご利用

新	旧
<p>第3条 (本サービスの利用手続)</p> <p>1. 証券総合取引約款に基づき当社と総合取引を行う個人のお客様のうち、次の各号に該当しないお客様は、当社に対して所定の申込手続きを行い当社が承諾した場合に本サービスを利用することができます。本サービスを利用されるお客様に対して、当社は本サービスに関するご案内の資料とともにログインIDおよび仮パスワードを発行いたします。</p> <p>(1) 成人に達していない方</p> <p>(2) 日本国内の居住者でない方</p> <p><u>ただし、本サービスのうちコールセンター取引のみをご利用の場合は、本サービスの申込手続きなくコールセンター取引をご利用いただけます。その場合には、ログインIDおよび仮パスワードは発行いたしません。</u></p>	<p>第3条(本サービスの利用手続)</p> <p>1. 証券総合取引約款に基づき当社と総合取引を行う個人のお客様のうち、次の各号に該当しないお客様は、当社に対して所定の申込手続きを行い当社が承諾した場合に本サービスを利用することができます。本サービスを利用されるお客様に対して、当社は本サービスに関するご案内の資料とともにログインIDおよび仮パスワードを発行いたします。</p> <p>(1) 成人に達していない方</p> <p>(2) 日本国内の居住者でない方</p> <p><u>なお、本サービスのうちコールセンター取引のみのご利用を希望されるお客様には、ログインID及び仮パスワードは発行いたしません。</u></p>
<p>附則 (2020年8月31日変更)</p> <p>この約款は、<u>2020年8月31日</u>よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p>附則 (2020年7月13日変更)</p> <p>この約款は、<u>2020年7月13日</u>よりお客様とのお取引に適用します。</p>

以上